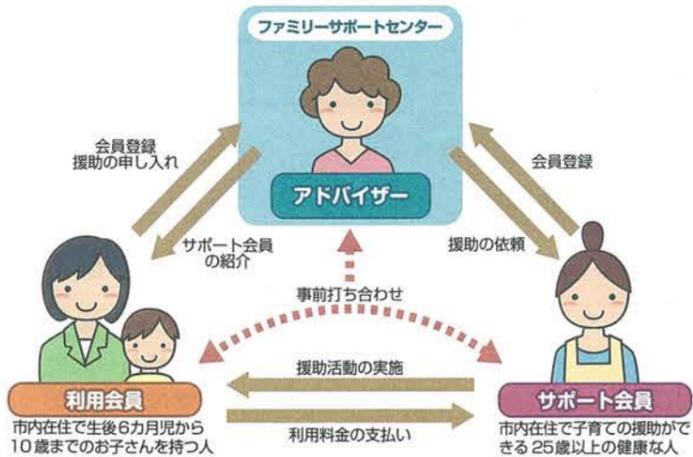


# ファミリーサポートセンター

## \* 会員募集 \*

子育てで困ったとき、近くに頼める人がいると子育ても安心できます。依頼したい人、子育てに協力したい人は、これを機会に登録しませんか。



### ファミリーサポートセンターとは

育児の援助を受けたい会員(利用者)と育児の援助を行う会員(サポート会員)が、互いに助け合う有償ボランティアの会員組織です。保育施設等への送迎や外出時の一時預かりなど、子育て家庭に必要な援助を地域でサポートします。

サポート会員になるには会員登録が必要です。次の要件を満たし、センターで申し込みれば会員登録できます。

#### ◆サポート会員

市内在住で子育ての援助が出来る25歳以上の人が対象。特別な資格は必要ありませんが、申し込みとセンター主催の講習会の受講が必要です。

※原則、子どもを預かる場所はサポート会員の自宅で、宿泊を伴う援助活動はできません。

◆利用会員 市内在住で生後6カ月児から10歳までのお子さんを持つ人が対象。センターで入会申し込みが必要です。

#### ◆申し込み・問い合わせ

ファミリーサポートセンター(指月児童センター内) ☎・FAX 971-1109、月～金の午前9時～正午、午後1時～4時

利用時間と利用料金(1時間当たり)	
平日の午前7時～午後8時	700円
上記以外の時間帯、土、日、祝日	800円

※1時間を超えた場合は、30分ごとに半額加算します。  
 ※兄弟姉妹など、2人目からは半額、交通費と食事代などは実費です。  
 ※当日のキャンセルや無断で取り消した場合は、キャンセル料が必要です。

# 山柴公民館の改修工事が完了



市では、土砂災害時の指定緊急避難場所である公民館の老朽改修やバリアフリー化を行い、より安全で使いやすい施設へと改善しています。このたび、山柴公民館の改修工事が完了しました。主な工事内容は、次のとおりです。



▶内装改修後の大会議室  
建物左部分を増築し、改修を終えた山柴公民館

- ・老朽改修工事  
外壁改修、屋上防水改修、内装改修、建具改修、空調設備改修、外構改修、照明改修
  - ・バリアフリー化工事  
増築部エレベーターの設置
  - ・その他設備工事  
太陽光発電設備および蓄電池の設置
- ◆問い合わせ 教育総務課

## 住宅の改修工事で固定資産税を減額

### 耐震改修工事

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

#### 【減額される要件】

▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。

▽平成27年12月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。

▽「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるものであること。

#### 【減額の期間】

改修工事が完了した翌年度から次のとおり減額されます。  
 ・平成27年12月31日までに

### 【減額する額】

改修した家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の2分の1

### バリアフリー改修工事

改修工事が完了後3カ月以内に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書および領収書(写し)を添付し、申請してください。

改修工事が完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施)

#### ◆問い合わせ 課税課

▽住宅と居住者 平成19年1月1日以前から存在する

▽改修工事 平成28年3月31日までに、次の①～⑧のバリアフリー改修工事を行

い、補助金等を除く自己負担金が50万円を超える工事。①廊下の拡張②階段のこすり配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

改修工事が完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施)

平成27年1月1日から  
**相続税の基礎控除が引き下げられました!!**  
 相続や遺贈により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合は、相続の開始を知った日の翌日から10か月以内に相続税の申告と納税が必要です。  
 平成27年1月1日～  
 遺産に係る基礎控除額  
**3,000万円+600万円×法定相続人の数**  
 詳しくは、国税庁ホームページ 相続税・贈与税特集 を御覧ください。



我が家は、合計4,800万円まで相続税がかからないんだね!

## 京都府警察音楽隊・カラーガード隊 「ミュージックパトロール in 八幡」



京都府警察音楽隊とカラーガード隊が、演奏・演技を通じて府民の皆様とのふれあいを深め、より一層、警察活動に対するご理解とご協力を得ることを目的として開催するものです。

日時：6月14日(日)  
 午後1時30分開場、午後2時開演  
 場所：八幡市文化センター  
 【お問い合わせ先】  
 ・京都府警察本部広報係  
 電話(075)451-9111 内線2172・2173  
 ・京都府八幡警察署  
 電話(075)981-0110

京都府警察スローガン  
 千年を守る 未来を創る